

未来技術社会実装事業 に係る Q&A

(令和7年7月1日 更新版)

(目次)

- 問 1 応募にあたって特に留意すべきことは何か。
- 問 2 未来技術社会実装事業募集要領の2.(2)に示されている事業であれば、全て本事業の対象となり得るのか。
- 問 3 実装とは何か。
- 問 4 今まで取り組んでいない場合も応募は可能か(今後の見込みでも可か)。
- 問 5 既に他の地方公共団体の選定事業で用いられている技術での応募は可能か。
- 問 6 既に選定された事業があるが、別のテーマでの応募は可能か。
- 問 7 選定事業に対する予算措置はあるのか。
- 問 8 応募段階で、応募事業に関する予算計上が必要か。
- 問 9 「現地実施体制(地域実装協議会)」のねらい、取組内容は。
- 問 10 各「地域実装協議会」の事務局はだれが担当するのか。
- 問 11 既に地元民間企業等を構成員とした協議体が存在するが、新たに「地域実装協議会」を設置する必要があるか。
- 問 12 「地域実装協議会」の構成員の選定はどのように行えばいいのか。

問1 応募にあたって特に留意すべきことは何か。

未来技術（AI、IoT、自動運転、ドローン等）の「社会実装」を目指す事業であって、地域課題及び解決される内容が明確かつ具体化されていることを前提とし、今後3年間で実装（一部でも可）、5年間で本格実装を目指す事業であることに留意したうえで応募していただきたい。

問2 未来技術社会実装事業募集要領の2.（2）に示されている事業であれば、全て本事業の対象となり得るのか。

未来技術導入の目的・導入範囲が適当でないもの（基盤整備や技術導入にとどまるもの）や、地方公共団体側の関与度が極端に低いものは、対象とならない。

問3 実装とは何か。

調査や実証実験の段階にとどまらず、地域の課題解決、地域の魅力向上のため、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を行うこと。

問4 今まで取り組んでいない場合も応募は可能か（今後の見込みでも可か）。

応募は可能である。

ただし、今後3年間で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間で本格実装される事業を対象としている。

問5 既に他の地方公共団体の選定事業で用いられている技術での応募は可能か。

応募は可能である。

ただし、「新規性や先進性があり、かつ、将来の横展開・本格普及にふさわしいこと」を選定基準としており、他の地方公共団体で既に行われているものの単純な模倣であり、その地域ならではの工夫や独自の視点がみられない場合や、解決する分野・課題が地域限定的で他の地域の課題解決の横展開に適していない場合には、選定されない場合がある点に留意したうえで応募していただきたい。

問6 既に選定された事業があるが、別のテーマでの応募は可能か。

応募は可能である。

ただし、当事業では支援開始から3年間で実装が見込まれ、5年間で本格実装される事業を対象としているところ、過去に支援を受けた事業と同一の内容での応募はできないことに留意したうえで応募していただきたい。

なお、同一の地方公共団体で複数事業の選定を受けた場合は、選定事業ごとに「地域実装協議会」を設置することが望ましい。

問7 選定事業に対する予算措置はあるのか。

本事業による予算措置はないが、新しい地方経済・生活環境創生交付金をはじめ、各種補助金の活用等に関する助言等の社会実装に向けた伴走型支援を実施している。

問8 応募段階で、応募事業に関する予算計上が必要か。

応募段階で予算計上の必要はない。事業費については、今後3年間で実装（一部でも可）、5年間で本格実装を目指すうえで、必要な時期に予算計上するなど各地方公共団体において判断されたい。

また、事業費の他、選定を受けた地方公共団体を対象とした情報交換会（年1回程度・2日間）を開催する予定であり、旅費等の計上についてもご検討いただきたい（場所は毎年変更）。

問9 「現地実施体制（地域実装協議会）」のねらい、取組内容は。

選定事業毎に現地支援責任者（地方支分部局部長等）を選定し、関係省庁、地方公共団体、民間事業者等で構成する「地域実装協議会」を構築することで、各省庁にまたがる事業のワンストップ化等による手続きや調整の迅速化を図るとともに、協議会開催を通じて抽出された課題に対する議論や情報共有の場として、事業の推進を図ることを目的としている。

問10 各「地域実装協議会」の事務局はだれが担当するのか。

地域実装協議会の事務局は、地方公共団体に置くものとし、地域実装協議会の運営等に関して必要な事項は、地域実装協議会で定めることとする。

問 11 既に地元民間企業等を構成員とした協議体が存在するが、新たに「地域実装協議会」を設置する必要があるか。

既存の協議体に、国側構成員を含めたうえで「地域実装協議会」とすることを可とする。

なお、地域実装協議会の構成員は、国側の実務責任者である「現地支援責任者」、現地支援責任者を除く「国側構成員」、有識者・民間事業者・住民団体等の「その他構成員」から構成される必要があり、「現地支援責任者」「国側構成員」については、内閣府が、地方公共団体の意向を踏まえ、関係省庁と協議のうえ構成員となる省庁を選定する。

問 12 「地域実装協議会」の構成員の選定はどのように行えばいいのか。

国側構成員については、地方公共団体の意向を確認した上で内閣府によって選定をする。

その他の構成員については、「実装」を目指すために必要と思われる構成員を地域の実情等を考慮して選定する。